

社会福祉法人つぼみ会  
評議員・評議員会報酬・旅費（交通費）規程

（定款から抜粋）

本規定は、定款第8条の規定により、評議員の報酬及び旅費を定めるものである。

【報酬】

- ・評議員会出席の評議員に対して、以下の額を報酬として支払う。  
1回につき 12,379円
- ・評議員への報酬支払いの際には、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人つぼみ会定款

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。